

經濟論叢

第 132 卷 第 1・2 号

経営と家族 (1).....	渡 瀬 浩	1
いわゆる「植民地物産」について (1).....	渡 辺 尚	22
戦後ソ連の工業化と企業組織.....	溝 端 佐登史	48
日本帝国主義形成期における東北開発 構想 (下)	岡 田 知 弘	71
日本工作機械工業の技術発展の統計的分析.....	小 林 正 人	88
戦時金融統制と日本興業銀行.....	西 村 貢	110
 書 評		
本山美彦『貿易論序説』	杉 本 昭 七	134

經濟学会記事

昭和 58 年 7・8 月

京 都 大 學 經 濟 學 會

I インフレーションの理論的検討

——インフレーションの概念規定をめぐる——

京都大学大学院学生 金 谷 義 弘

(報告要旨)

1. 本報告は、マルクスの「紙幣流通の独自の一法則」に基づくインフレーションの概念規定において、「価値収奪」の規定性の位置づけを明確にし、もって「財政インフレ」や「信用インフレ」において実現される所謂「インフレ的蓄積」を解明し得る基礎理論を発見することを課題としている。
2. 戦後のインフレーション研究において、近代経済学がディマンド・プル論とコスト・プッシュ論の検討に中心課題を持っていたのに対し、マルクス経済学ではその一課題として、ディマンド・プル論は(1)産業循環の一局面である好況期の物価騰貴と、(2)流通必要量を超えた紙幣増発による紙幣(価値章標)の代表金量の低下による物価騰貴とを混同するものであり、(2)の騰貴こそ独自の意味での「インフレーション」と規定すべきだという点の解明があった。
3. マルクス経済学で、こうした物価騰貴の二つの形態規定性への区別が行なわれたのは、(2)の騰貴が国家の手による紙幣の過剰投入のもとで「独自の一法則」が貫徹する結

果、紙幣の代表金量の低下による名目的騰貴が生ずるという、国家の経済過程に対する侵害・反作用を媒介とした騰貴であるためであった。そしてさらに、この「独自の一法則」の貫徹は、一方の極に一方的利得を、他方の極に一方的損失を生み出すものと考えられたからである。総じて、インフレーションの物価騰貴は、国家の経済過程への反作用を前提として価値収奪を達成するという独自性を有しているのである。

4. 一般にインフレーションが大量収奪であり、労働者階級の収奪に帰着し、他方支配的資本の利潤保証や蓄積の促進を行なうことは自明とされてきた。ところが、それは理論的に解明されてきたわけではなくて、経験的に指摘され、従って表象されるのみであった。

5. その結果、従来のインフレーションの概念規定をめぐる論争においても、主に冒頭でのべた物価騰貴の二つの形態規定性の区別を科学的に行なおうとする点に関心を集中させるものがほとんどであった。

6. 従って報告では、(1)インフレーションの概念規定において「価値収奪」の力能が発現する基本的条件を明示し、紙幣減価と価値収奪とが如何なる関係にあるかを説明すること、そして(2)この概念規定を不動のものとせず、これまで真正面から検討されることのなかった「インフレーションの波及過程」の基本法則の分析に展開し得るものとするを課題とした。この二論点について要言すれば、紙幣減価は、紙幣の過剰投入（過剰流通）の現象形態であって、価値収奪の現象形態ではない。むしろ価値収奪は、この紙幣減価に、造出された過剰な紙幣が排他的に特定の購買主体に供与されるという条件が与えられることによって発現するのである。さらに、現実のインフレーションの波及過程では、こうした収奪の力能は造出された過剰な紙幣の最初の所有者によって独占されるのではなく、騰貴波及の過程でこれを受け取る第二番目以降の所有者へと「移転」され「繰り延べ」られるのである。

7. この波及過程における収奪の力能の移転は、過剰な紙幣が投入される中心の資本・産業を損杆にして、資本・労働・資源を従属的に再編するという資本主義的生産の制限突破の契機たり得るのである。

8. こうした点を明らかにしてこそ、(1)紙幣減価の法則の叙述と(2)所謂「発券ルート」論の叙述からなるインフレーション論の構成からさらに進み、インフレ政策の再生産過程への効果、恐慌とインフレーションといった問題の解明に至り得るのである。